- Q 1 以前受けた貸付けの償還中ですが、新たに同一種別の貸付けを受ける事由が生じま した。貸付けの申込みはできますか?また、申込み時に注意することは何ですか?
- A1 以前受けた貸付けの未償還元利金と,新たに必要となる金額の合計が,その種別の貸付限度額の範囲内であれば,次の場合を除き,「借換え」により貸付けの申込みをすることができます。

(借換えができない場合)

- ① 一般貸付けにおいて、既に借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間(償還猶予期間を含む。)が経過する日までの間にあるとき
- ② 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の総額と申込金額の合計 額が700万円を超えるとき。

【「借換え」のイメージ】



借換えによる貸付けの申込手続は,新規に貸付けを受ける場合と同じですが,次の点に注意してください。

- ① 貸付申込書の「貸付区分」欄の「借換」に〇をしてください。
- ② 貸付申込み額は、上図のとおり、貸付月末時点の未償還元利金に、必要額を加えた金額(10万円未満切捨て)で、かつ、貸付限度額の範囲内としてください。
- ③ 借換えにより、以前の貸付けは全額返済された形になり、以前の貸付けに適用されていた団信(団体信用生命保険)は脱退になります。借換え後の貸付けで、団信への加入を希望される場合は、団信制度適用申込書の提出が必要です。
 - ※ ③は、住宅貸付け(「住宅災害貸付け」及び「介護構造部分に係る貸付け」を含む。) 又は教育貸付けの場合のみ。